

1. パートタイム労働法改正にむけての情報 ~H20.4.1 から改正施行~

パートタイム労働法(「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」)が来年の4月より改正されます。

今回の改正では、パートタイマーの雇入れにあたっては「労働条件の明示」の際にいくつかの項目の明示が義務化されたこと、賃金や教育訓練については職務内容などに応じ正社員とのバランスを考慮して決定するよう努め、「**極力、正社員と同じような待遇で!**」というものになります。例えば、仕事内容などが正社員とほとんど同じパートタイマーは賃金、賞与の決定、教育訓練、解雇の基準など全ての取扱いで差を設けることが禁止されたこと、などがあげられます。

そしてパートタイマーを雇うときに発行する「労働条件通知書」には、今まで労働基準法上で定められていた項目に加え、「昇給の有無」「退職手当(退職金)の有無」「賞与の有無」についても明示することが義務化されました。これはトラブルがおきがちなる事項についてあらためて明示することが求められたもので、違反の場合には10万円以下の過料が課されることもあります。

こうしたことから分かるように、パートタイマーの就業全般に渡る「均等待遇」をさらに重視した改正となりました。

職務や人事上の取扱いにおける正社員とパートタイマーとの役割と、その分担に応じた労働条件の決定をどのようにするか?をより計画的に設定していくことが今後の課題となるようです。

<労働基準法上の書面の交付による明示事項>

労働契約の期間
就業の場所、従事する業務
始業・終業時刻、早出・残業等の有無、休憩時間
賃金の決定、計算・支払方法、締め支払の時期
退職に関する事項(解雇含む)

+

<改正パートタイム労働法で定められた明示事項>

・昇給の有無 ・退職金の有無 ・賞与の有無

2. HEADLINE ~ちまたで問題の年金に関する最新ニュース~

年末調整用の保険料払込証明書の発送遅れが約890万件(11月21日)

かんぽ生命保険(日本郵政グループ)において、例年10月末までに契約者に送付される年末調整用の保険料の払込証明書の発送が、最大で10日程度遅れ、約890万件(全契約数の約15%に相当)に影響が出ていることがわかった。データ処理段階でミスが発覚し、作業がずれ込んだことが原因。同社では「実害はないはず」としている。

社会保険庁が「ねんきん特別便」の詳細を公表(11月17日)

社会保険庁は、「宙に浮いた年金記録」に該当すると思われる人に12月中旬から発送を開始する「ねんきん特別便」の詳細を発表した。加入記録を送付するほか、「照会票」も添付し、記録漏れと疑われる加入期間や勤務先名などを書き込み、社会保険業務センターに郵送すれば、社保庁側の記録と結びつく仕組みとなっている。

年金の申請遅れで受け取れなかった年金は886億円(11月17日)

社会保険庁は、受給者本人による申請の遅れのせいで時効(5年間)により受け取れなかった年金が、2004年度から2006年度の間で総額で886億円あったとの推計結果を発表した。この3年間における裁定請求は合計482万4,991件あり、そのうち時効で受け取れなかった年金は約1.2%に相当する58,355件だった。

3. 年末調整の時期になりました

当事務所へ給与計算業務をご依頼いただいている会社様は、ご案内書類に記載しております期日までに所定の各種書類のご提出をお願い申し上げます。

編集後記

わたくしごとながら、ようやく「特定社会保険労務士研修」も終わり、地獄のような毎週末の研修からも解放されました。合否は来年3月。結果はこちらからお伝えしますので、なにもなければ「ふーん、そうだったんだあ」で、お願いします?!

今年一年、いろいろな出会いがあり、大切な人との別れもあり、時が流れていることしみじみと感じた年でした。

気づけばもうすぐ師走。ちょっと早いです、今年一年、本当にお世話になりました。m(_ _)m 引き続き、年末までどうぞよろしくお願いいたします。(秋山)



社会保険労務士事務所
あおぞら人事・労務サポート
秋山幸子(登録NO.13050514)
三鷹市下連雀4-15-33-710
TEL:0422-44-9487
FAX:0422-44-9477
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com

責任編集:社会保険労務士
秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野支部)